

第1条（目的）

- 1 ルールや決まりを守り，主体的に考え行動する資質を高める
- 2 部員の相互の親睦を深め，自己の特性を伸ばしつつ，他者理解を深め，豊かな人格を形成する。

第2条（顧問）

各部には，1名以上の教職員を顧問としておくこととする。

第3条（新設）

新しい部は，次の条件をそろえた上で，職員会議で検討し承認された時，同好会として発足し，活動実績が職員会議等で承認されれば，次年度より部として新設されることがある。

- 条件
1. 10人以上の同好者がいること。
 2. 顧問を引き受ける教員がいること。
 3. 活動するにあたり，十分な環境・施設が整っていること。
 4. 学校長より許可があること。

第4条（休部）

次の条件の時は，部を休部とする。年度当初であれば，活動費の予算処置をしない。年度途中であれば，活動費の残額を本部会計に返納する。

- 条件
1. 部員がいらないとき。
 2. 顧問の教員がいらないとき。
 3. 活動に必要な設備が使用できない状態のとき。

第5条（復部）

休部中，活動条件がそろった場合は復部できる。なお，年度途中に復部したときは，本部費から活動費として若干の補助をする。

第6条（廃部）

休部が1年を越えるときは，廃部とする。

第7条（入部）

入部は，本人の興味と能力に応じて，1人1部を原則として入部できる。入部申し込みは，学年始めに全校一斉におこなう。ただし，保護者・担任・顧問の許可があれば，途中の入部を認めることができる。

第8条（退部）

退部は，保護者・担任・顧問すべての許可を必要とする。

第9条（部長）

各部は、部長などの役員を、顧問の同意のもとに選出する。

第10条（部費）

部費は、生徒会費でまかなうものとする。ただし、部内で話し合い、顧問が必要と認めたときは、保護者の承認を得て集めることができる。なお、年度末には会計報告を管理職、部活動長に行う。

第11条（活動計画）

部の活動、練習試合、公式戦、コンクールなどは、顧問の承認した計画に基づいてこれを行う。

第12条（活動場所）

活動場所については、各顧問の話し合いで決める。

第13条（平日の活動時間）

- ・平日の活動時間は年間を通して原則 17：00 下校とするが、延長制度を活用した場合の完全下校は下表の通りとする。

延長制度…部員・保護者に周知徹底し参加の意思を確認したうえで、管理職に延長を申告し活動することができる。（第17条参照）

3月1日 ～ 10月中旬（約7ヶ月半）	17：15 終了	17：30 完全下校
10月中旬 ～ 2月（約4ヶ月半）	16：45 終了	17：00 完全下校

※午前中4時間授業の日の活動時間は、平日の活動時間に準ずる。

※実質延長可能な時期は3月～10月中旬の間となる。

第14条（休日の活動時間）

- ・顧問の直接指導があるときは活動することができる。

休日の活動時間

登校時間	開始時間	活動終了時間	下校時間
8：45 以降	9：00	平日の終了・下校時間に準ずる	

※1 生徒の登校は8：45、活動開始は9：00を原則とするが、公式戦（練習試合）準備等、特別の事情があるときは顧問の判断で、早めの登校が認められる。

※2 春・夏・冬季の長期休業中の練習においても、顧問の直接指導を必要とする。活動時間は、休日の活動時間に準ずる。

第15条（休養日）

- 1 平日1日以上、かつ土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。
曜日は各部で検討する。
- 2 大会等の事情により、連続した休日の活動を行った場合は、休養日を他の日に振り返る。

第 16 条（朝練習）

朝練習は行わないこととする。

第 17 条（活動時間の延長）

延長制度下の活動は必ず顧問の直接指導のもと行うものとする。ただし、顧問は生徒の「安全な下校」に十分配慮して、保護者の了解を得た上で実施すること。また、延長する場合は管理職と部活動係に事前に申告したうえで、延長することと期間を保護者と部員に周知徹底すること。

第 18 条（定期考査前）

定期考査前の部活動は、定期考査 1 週間前から停止して勉学に励むことを原則とする。ただし、公式戦 1 週間前など、定期考査前に部活動停止をすることが当該大会出場に支障をきたすと判断される場合に限り、顧問の直接指導を条件として、1 時間程度の活動を認める。その際、顧問は生徒の学習時間の保障を十分考慮し、生徒と保護者の理解を得た上で実施しなければならない。活動する場合は必ず事前に、管理職と部活動係に申告すること。

第 19 条（部活動停止の罰則）

次のような場合については、生徒指導委員会が練習を停止させることがある。

- ・活動終了時間や下校時間など、時間を守ることが出来ない。
- ・活動場所の整備や用具の後始末、清掃などが不十分。
- ・安全や規律を乱すなど、周囲に迷惑をかける行動や言動がある。
- ・その他、顧問が活動停止と認めた場合。

第 20 条（活動時の服装）

活動時の服装は、学校で決められた服装、または各部で購入したもの、および顧問が認めたものを着用すること。校外でもこれに準ずる。

また、顧問の判断で部活動終了の下校時に活動時の服装の着用も認める。

第 21 条（ミーティング教室・更衣場所・昼食場所）

- 1 各部には、ミーティングや集会の為の教室を割り当てる。
- 2 顧問は担当する部の実態と学校の諸事情を考慮して、下記の項目について部員生徒に適切に指導する。

※更衣場所と貴重品の管理、昼食場所とゴミの後始末

第 22 条（顧問の異動にともなう活動の継続）

異動により顧問が不在になったときは、平日のみ教員同行のもと活動可能である。

第 23 条（本規定の改正・施行）

この規則は、2021 年（令和 3 年）3 月に承認され、以後、施行される。